

愛知学院大学短期大学部における研究インテグリティの確保に関する規程

令和8年7月15日 制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究インテグリティの確保に関する必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備する。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行う。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、学科長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 本学に、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第7条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) 研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

（６）研究倫理に関する事項

（組織）

第 8 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （１）研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- （２）短期大学部事務室事務長
- （３）学長が指名する者
- （４）その他委員会が必要と認めた者

（委員長）

第 9 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（委嘱）

第 10 条 第 8 条第 3 号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

（任期）

第 11 条 第 8 条第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（構成員以外の者の出席）

第 12 条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第 13 条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため、必要に応じ委員会に専門委員会を置くことができる。

（事務）

第 14 条 委員会の事務は、短期大学部事務室において行う。

（相談窓口）

第 15 条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、短期大学部事務室の職員をもって充てる。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、短期大学部教授会及びの業務執行理事会審議を経て、短期大学部事務室において行う。

附 則

この規程は、令和8年7月15日から施行する。